

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から昭和43年3月まで

私は、結婚した時、20歳から国民年金に加入していなかったため、さかのぼって納めるように市役所で言われ、保険料を納付した。夫婦二人分をずっと一緒に納めてきたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ12か月と短期間である。

また、申立人は婚姻届を提出した時期に、それまで納付していなかった保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人が婚姻届を提出した昭和45年9月当時は第1回特例納付が実施されていたことから、申立期間の保険料を納付することが可能であった。

さらに、申立人は、婚姻後は申立人の夫が夫婦分一緒に保険料を納付していたと主張しているが、申立人夫婦が所持する国民年金手帳から、申立人の主張どおり、納付日が確認できる期間について申立人夫婦の保険料の納付日が同一であることが確認できる上、申立人の夫のオンライン記録によれば、申立人の夫は婚姻届を提出したころ、自身の保険料について特例納付を行ったことが推認できることから、申立人の申立期間に係る保険料についても特例納付したとしても不自然ではない。

加えて、申立人が婚姻届を提出したころ、さかのぼって納付したと記憶する保険料額（5,600円）は、このころ特例納付することができた期間（申立期間及び既に納付済みとされている昭和43年4月から同年6月まで）の保険料額（6,750円）とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から昭和42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から昭和42年3月まで

私は、昭和45年9月に結婚した時、未納だった国民年金保険料をさかのぼり納めるように言われ、夫婦二人分の保険料を納付した。その後も、保険料は、夫婦二人分を常に一緒に納めており、保険料を納めなかったことは無いはずで、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ5か月と短期間である。

また、申立人は婚姻届を提出した時期に、それまで納付していなかった保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人が婚姻届を提出した昭和45年9月当時は第1回特例納付が実施されていたことから、申立期間の保険料を納付することが可能であった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和44年10月に払い出されていることから、申立人はこのころ国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時期において既に時効であった42年4月から同年9月までの保険料がオンライン記録上納付済みとされていることから、申立人はこの期間の保険料を特例納付したことが推認できる。

加えて、申立人が婚姻届を提出したころ、さかのぼって納付したと記憶する保険料額（5,6,000円）は、このころ特例納付することができた期間（申立期間及び既に納付済みとされている昭和42年4月から同年9月まで）の保険料額（4,950円）とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を平成3年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年10月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録の照会をしたところ、A事業所に勤務していた申立期間の記録が無いことが分かった。申立期間に厚生年金保険料を控除されていた給与明細書があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書、雇用保険の記録及び元事業主並びに元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は、平成3年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、商業登記簿において、当該事業所が閉鎖された事実は確認できず、また、元事業主及び元同僚は、平成3年3月31日以降も変わることなく継続して営業しており、10人ぐらいの従業員が勤務していた旨の証言をしていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る資格喪失日（昭和41年6月23日）及び資格取得日（昭和41年9月12日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月23日から同年9月12日まで
社会保険事務所（当時）に年金記録の確認を行ったところ、上記申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

給与明細書等の資料は無いが、申立期間においてもA事業所に継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和36年12月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41年6月23日に資格を喪失後、同年9月12日に再度、資格を取得しており、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は、「申立人は、途中で退職したことはなく、申立期間についても継続して勤務し、保険料を給与から控除していた。」と回答している上、A事業所の当時の経理担当者は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを記憶している。」と証言している。なお、オンライン記録によれば当該経理担当者は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和41年5月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険の資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和41年6月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年3月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年3月から同年7月までは3万円、同年8月から38年3月までは3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月20日から38年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所に継続勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B事業所（A事業所の後継事業所）が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」並びに同事業所の回答から、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ記録が発見され、当該記録は、昭和37年3月20日に被保険者資格を取得し、38年4月1日に資格を喪失していることが確認できる。

このことについて、年金事務所は、「申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録がオンライン記録に反映されていないことの原因は、分からないが、当該被保険者名簿から、申立人は、当該期間について厚生年金保険に

加入し、厚生年金保険料を控除されていたと考える。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は、申立人に係るものであると確認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和37年3月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和37年3月から同年7月までは3万円、同年8月から38年3月までは3万6,000円とすることが妥当である。

静岡厚生年金 事案 1007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における申立期間に係る資格喪失日（昭和22年4月1日）及び資格取得日（昭和22年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から同年6月1日まで

昭和15年12月にA事業所B工場に入社し、定年退職するまで一貫してA事業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A事業所B工場において昭和17年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年4月1日に資格を喪失後、同年6月1日に同事業所同工場において再度、資格を取得しており、同年4月及び同年5月の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、A事業所は、「当事業所が保管する人事記録によれば、申立人は、昭和15年12月6日に入社し、55年11月30日に退職したことが確認できる。」と回答している上、申立人が提出した昭和36年度永年勤続者表彰記念（勤続20年以上が対象）の集合写真から判断すると、申立人は同事業所B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A事業所B工場で厚生年金保険の被保険者となっていた同僚は、「申立人は継続して勤務していた。」と証言しており、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、申立期間においても継続していることから、

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 62 年 3 月までの期間、同年 5 月から平成 2 年 3 月までの期間及び平成 7 年 9 月から 10 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 5 月から平成 2 年 3 月まで
③ 平成 7 年 9 月から 10 年 3 月まで

私は、ずっと国民年金保険料を銀行で納付していたが、滞納しているということで納付書が送られてきたので、市役所に行き 2、30 万円まとめて納付した。また、その後、同様に滞納分の納付書が送られてきて、10 万から 15 万円を納付した。これで遅れた分はすべて納付したつもりでいたのに、未納とされている期間があまりに多いため、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 6 年 1 月の転居後に、転居前の居住地で納付済みと思っていた国民年金保険料に係る納付書が送られてきたため、申立期間①及び②の保険料として、20 万から 30 万円を市役所でまとめて納付したと述べているが、同転居時点では、申立期間①及び②は既に時効のため、これら期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、平成 12 年 12 月の転居後にも納付書が届き、申立期間③の保険料として、申立人の妻が社会保険事務所（当時）に 10 万から 15 万円を納付したと述べているが、同転居時点で、申立期間③は既に時効のため、さかのぼって保険料を納付することはできないほか、オンライン記録上、13 年 4 月に 12 年 4 月から 13 年 2 月までの保険料を一括で納付していたことが確認でき、この期間の保険料額（14 万 6,300 円）は申立人の主張する金額に近いことから、この納付を申立期間③に係る納付として混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②については、昭和 54 年 12 月に転居してから継続して保険料を納付していたとも主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 62 年 9 月 4 日に払い出されており、これ以外に別の記号番号が払い出されたこともうかがわれないことから、このころ初めて申立人は国民年金加入手続を行ったものとみられる。このため、同加入手続が行われるまで申立人は国民年金には未加入であったことになり、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかったことから、同加入手続が行われたとみられる時点で過年度扱いとなっていた申立期間①については、申立人が主張するように保険料を納付していたことは考え難い上、申立人は、申立期間に係る加入手続及び保険料納付に関する明確な記憶が無く、申立期間①及び②当時の状況も不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで
生活が大変だったので、平成2年度から6年度まで毎年免除申請を行った。申立期間の前後は免除となっているのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、毎年、市役所で国民年金保険料の免除申請を行ったと述べているものの、当該手続き時の状況及び免除承認通知書に係る記憶は無く、詳細は不明である。

また、申立人は、生活が苦しかったので、毎年免除申請申請を行っていたとする一方で、申立期間以外にも保険料が免除とはされず未納とされている期間が多数見受けられるほか、これらの未納期間については免除申請を行わなかったと思うとしているなど、申立人が特に申立期間について免除申請を行っていたとの推認ができるまでの合理的な事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、毎年夫婦共に保険料の免除申請申請を行っていたと述べているが、申立人の元夫についても、申立期間は申立人と同様、免除とはされておらず未納とされている。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1008

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から33年3月1日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険第1種被保険者の扱いとなっている旨の回答を得た。
昭和30年9月1日に臨時従業員としてA事業所に入社し、その後31年4月にB運転見習いで社員採用となり、申立期間は坑内作業に従事していたので、厚生年金保険第3種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所（後に合併し、C事業所となる。）の元給与事務担当者は、「申立人のことは記憶している。申立人の職種は、採鉱課の運搬夫に分類されるが、当該課に所属する者全員が厚生年金保険第3種被保険者であったわけではない。」と証言しており、元社会保険事務担当者は、「当時、採掘員については厚生年金保険第3種被保険者にしてはいたが、運搬作業員については坑外に出る可能性があったので、厚生年金保険第1種被保険者の人が多数いたと思う。」、「会社の合併を機に、昭和33年に坑内作業員の職務や被保険者種別について再確認が行われたようなことがあった。」と証言している。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の種別欄に坑内夫の記載は無く、元社会保険事務担当者は、「当時、見習い作業員は厚生年金保険第1種被保険者で社会保険事務所に届け出ていた。」と証言している。

さらに、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の種別欄には「外」の記載が横線で消され、「坑内」のスタンプが押されており、備考欄には「種変 33. 3. 27」のスタンプが確認できる。また、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者となった複数の元同僚も、前述した記載が申立人と同様に確認でき、オンライン記録から、当該元同僚全員が、昭和33年3月1日付けで厚

生年金保険第1種被保険者から厚生年金保険第3種被保険者に種別変更していることが確認できる上、当該複数の元同僚の中には、申立人が従事していたと主張する作業内容と同様の作業に従事していたと証言する者を確認することができる。

加えて、C事業所は昭和47年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業を継承したE事業所も、「当時の資料から申立人の氏名を確認することはできなかった。」と回答していることから、申立内容を確認できる関連資料、証言を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料の控除が行われたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月ごろから同年 12 月ごろまで
(A事業所)
② 昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで
(B事業所)
③ 昭和 45 年 6 月 7 日から 46 年 1 月 1 日まで
(C事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①、②及び③について加入記録の確認ができないとの回答を得たが、各期間について各事業所で勤務していたことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、前述の同僚は、「A事業所には、入社してから数か月程度の試用期間があった。」、「申立人と一緒に勤務していたが、私の記憶では、申立人が勤務していた期間は半年未満だったと思う。」と述べている。

また、A事業所は、「当時の人事記録及び厚生年金保険の関係資料を保存しておらず、当時の事情を知る者もない。」と回答しており、申立人の当該事業所における在籍状況、厚生年金保険の適用状況について関連資料及び周辺事情を得ることができなかった。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 37 年 2 月 6 日から 41 年 1 月 11 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、D事業所（B事業所の前身会社）の元事業主の配偶者は、「B事業所は、D事業所が同業者の個人事業所と合流し、後日、名称変更した会社であり、申立人は、当該個人事業所の事業主が昭和 42、43 年ごろに連れてきた人である。」と証言しており、D事業所の元役員は、「D事業所に合流した個人事業所で勤務していた者の中には、D事業所で社会保険に入っていなかった者もいた。」と述べている。

また、B事業所の元事務員は、「従業員の一部は、給料から社会保険料を控除されることを嫌がり、社会保険に加入していなかった者もいた。」と述べている。

さらに、申立人が記憶する複数の同僚についても、B事業所及びD事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認ができず、当該事業所では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

なお、B事業所及びD事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 39 年 9 月 1 日から 44 年 2 月 2 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③について、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚は、「自分と申立人は、ほぼ同時期にC事業所を辞めた。」と証言している。

また、C事業所の元事業主の配偶者は、「会社は数年前に解散しているため人事記録及び厚生年金保険の関係資料を保存しておらず、当時の事情を知る者もない。」と回答しており、申立人の当該事業所における在籍状況、厚生年金保険の適用状況について関連資料及び周辺事情を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 1 日から 62 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所（A事業所の後継事業所）が提出した従業員名簿では、申立人の入社年月日は昭和 61 年 11 月 1 日、退職年月日は 62 年 10 月 30 日と記録されており、申立人が、申立期間の一部期間にA事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所の元経理担当者は、「当時、申立人から年金手帳を提出してもらえず、厚生年金保険の資格取得届を提出することができなかった。届出をしていないので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと考える。」と証言している。

また、B事業所の役員は、「厚生年金保険料の控除が確認できる資料は無い。当時の経理担当者が申立人に年金手帳の提出を求めていたが応じてもらえなかったことを覚えている。申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと考える。」と回答している。

さらに、申立人が同じ業務をしていたと記憶する複数の同僚は、「申立人が勤務していたことは確かだが、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうか、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と述べており、申立人のA事業所における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認できる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 1 日から 37 年 1 月 1 日まで
② 昭和 38 年 6 月 3 日から 41 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年6月6日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月30日から同年8月18日ごろまで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所における加入記録は、昭和18年4月2日から20年5月30日までとの回答を得た。

昭和20年1月から2月ごろにA事業所B工場の一部がC県に疎開し、それに伴い異動となった。疎開先工場において、昭和20年8月17日ごろまで在籍していたので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び複数の同僚の証言から、申立人は、昭和20年1月又は2月ごろから、A事業所B工場の疎開先である同事業所C工場に勤務していたことが推認できる。

しかし、A事業所B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和20年5月30日までA事業所B工場で厚生年金保険の被保険者資格を有しており、また、オンライン記録において、A事業所C工場の所在地を管轄する年金事務所管内に、A事業所C工場を含め、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認ができず、申立人のA事業所B工場での厚生年金保険の資格喪失日以降のA事業所における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

また、申立人と同様の時期に、A事業所B工場の疎開先である同事業所C工場に勤務したと述べている複数の同僚も、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和20年5月30日にA事業所B工場の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A事業所が提出した「健康保険被保険者名簿」(D健康保険組合作

成)によれば、申立人がA事業所B工場において健康保険の被保険者資格を喪失した日は昭和20年5月30日であることが確認でき、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立人のA事業所B工場での厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致している。

加えて、A事業所は、「申立人が当社B工場において昭和20年5月30日に厚生年金保険の資格を喪失した理由、及び疎開先である当社C工場の当時の社会保険の取扱いは不明である。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 42 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所B支店には、昭和 41 年 4 月半ばから 42 年 4 月末日まで勤務していたと記憶しているため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人がA事業所B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 41 年 5 月 1 日にA事業所B支店の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、申立期間当時において厚生年金保険の記録が確認できる複数の者に、A事業所B支店における入社時期を照会したところ、聴取できた入社時期は、オンライン記録で確認できる当該者の厚生年金保険の被保険者資格を取得した日よりも前であることが確認でき、申立期間当時、同事業所は、必ずしも入社日を資格取得日としていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所は、申立期間①当時の厚生年金保険料控除について、「厚生年金保険の加入日前は、厚生年金保険料を控除しなかった。」と回答している。

申立期間②について、A事業所の人事担当者に確認したところ、「申立期間当時は、月末が休日のときは、当該休日の直前の出勤日を退職日として扱い、当該日の翌日を厚生年金保険の被保険者資格の喪失日としていた。厚生年金保険に加

入していない期間の保険料を従業員の給与から控除することは無い。」との回答があり、申立人のほかにも、申立期間②当時のA事業所B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、月末が休日のときは当該休日の直前の出勤日を退職日として厚生年金保険の被保険者資格を喪失している記録が多数確認できる。

また、A事業所に、申立人の厚生年金保険の適用の状況等について照会したところ、「申立期間当時のA事業所B支店における厚生年金保険関係の資料は保存されておらず、申立人の人事記録は見当たらない。現在では申立期間当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と回答している。

さらに、C健康保険組合に照会したが、「申立期間当時の記録は保存されていない。」との回答しか得ることはできなかった。

加えて、申立人が上司として名前を挙げた者は既に亡くなっており、事務担当者とは連絡が取れず、当時の厚生年金保険の適用及び保険料控除について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 11 日から 40 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が発行した申立人に係る在職証明書から、申立期間において申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所で申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚に聴取したところ、「Bなどの身分でしばらく勤務した後に厚生年金保険に加入している。」「厚生年金保険の資格取得日以前からA事業所に勤務している。」と証言している。

また、申立人が氏名を挙げた同僚は、「申立期間当時のC職員の処遇については統一したものがなかった。」と証言しているほか、A事業所は「申立期間当時における職員の厚生年金保険への加入時期の取扱いについては不明である。申立人の採用時の身分は不明であるが、Cとして採用された者で在籍期間と厚生年金保険加入期間が異なる職員が多数存在することを確認している。」と回答していることから、申立期間当時の当該事業所では採用後、必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったことが推認される。

さらに、A事業所に照会したものの、申立期間当時の資料は残されていないと回答しているほか、申立期間当時の事業主及び事務担当者も既に死亡しており、申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から 31 年 8 月 20 日まで
② 昭和 31 年 9 月 20 日から 34 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 34 年 7 月 10 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後併せて 4 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 1 月 1 日の前後約 2 年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を 2 年以上有する者 3 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給が確認でき、そのうち 2 名について資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた 1 名は、事業所を介して受給したと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間②の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取し

でも受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月ごろから 52 年 3 月ごろまで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、昭和 52 年 3 月ごろまで A 事業所に勤務していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は A 事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間の半ばに厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の者は、「自分の入社時に、申立人は勤めていなかった。」と証言しており、申立人が勤務した期間について確認できなかった。

また、オンライン記録によれば、A 事業所は昭和 49 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、当該日付で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる複数の者は、「A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時に在籍していた者は、全員厚生年金保険に加入したと記憶している。」と証言しており、A 事業所の現事業主も、「先代の経営者は社員を大切にしていたので、3 年半もの長期間、資格取得届の提出を怠るとは考えられない。」と回答している。

さらに、B に照会したところ、申立人は、申立期間について、国民健康保険被保険者資格を有しているとの回答を得た。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、昭和 35 年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得しており、36 年 4 月から平成 11 年 3 月までの期間について、国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

なお、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 49

年3月1日から52年4月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 27 日から 39 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、当該期間については A 事業所で勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人が勤務していたとする A 事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該事業所があったとされる所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認ができない。

また、オンライン記録から、事業主とされる者の氏名で厚生年金保険の加入記録を確認したが、申立期間中、申立人が就いていた業種、類似の名称の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を持つ者は確認ができず、事業主を特定することができなかった。

さらに、A 事業所の所在地の B 連合会及び C 協会に照会したが、A 事業所及び事業主に係る記録を確認することができなかった。

加えて、申立人の妻から、同僚の氏名を聴取することができず、同僚の証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。